

金融安定強化に向けた G20 提言実施の進捗状況(概要)

金融安定理事会(FSB)から G20 首脳に対する報告

I. 質の高い資本・流動性基準の構築、景気循環増幅効果の抑制

銀行の資本・流動性基準を強化する改革の進捗は、最も優先順位が高く、作業は加速されている。バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、11月のサミットまでに、新しい規制枠組みのための提案を準備する予定。

昨年12月に公表された改革案に関する市中協議は、本年4月に終了。バーゼル委は、詳細な定量的影響度調査や、新基準の全体的な水準調整に関するトップダウンの評価を実施中。別途、FSB及びバーゼル委は、移行期間に関する決定を導くため、改革のマクロ経済への影響度を評価中。国際通貨基金(IMF)と緊密に協働している。

現在の焦点は、実施が景気回復を阻害しないよう確保するため、マクロ経済の影響度評価に基づき、長期的に持続可能な銀行システムに必要な頑健性をもたらす新基準の調整、及び適切な移行措置の設計にある。

II. システム上重要な金融機関 (SIFIs)、破たん処理への対処

FSBでは、SIFIsに関するモラルハザードへの対応策として、(i)破たんの可能性と影響の低減、(ii)危機時の破たん処理能力の改善、(iii)中核となる金融インフラと市場強化による相互連関性と波及リスクの低減について検討。FSBは中間報告を6月のサミットに提出、最終提言を11月のサミットに提出予定。

破たんの可能性と影響の低減

SIFIsの破たん可能性等の低減策として、追加的な健全性規制の導入、コンティンジェント・キャピタル、金融機関の規模及び活動範囲の制限等を検討。

また、FSBはSIFIsに対する監督の密度・効果を強化する方策について検討中。現在、全ての監督当局が、銀行の活動をきめ細かく監督するのに十分な権限や独立性等を備えているわけではない。FSBは、これらの分野に関し、必要な措置について検討。

保険セクターについては、保険監督者国際機構(IAIS)が全ての保険グループに対するグループ監督の基準及び「国際的に活動する保険グループ監督のための共通評価枠組み」を策定。

危機時の破たん処理能力の改善

危機対応計画や当局間の情報交換に関する取組みに進捗。破たん処理の方策の中に、当局が無担保債権者に対して債権の償却を求める等の方策についても、検討作業が進捗。

FSBは、2010年10月までに、各国の破たん処理制度の整合性や破たん処理における各国の協調に関する共通原則を策定。

また、IMFは、2010年後半に、国境を越えて活動する金融グループの破たんに対応する国際的枠組み案を策定。

中核となる金融インフラと市場強化

中核となる金融市場インフラの強化を通して、金融危機伝播のリスクを抑制する作業が進行中(セクションIII参照)。

SIFIsに対する政策の包括的な枠組み

共通基準の必要性に合意する一方で、各国が、それぞれの状況に応じて、規制・監督の措置を調整する

裁量の必要性が、これまでの議論において示唆されている。FSB は、SIFIs に関するリスクに対処するための各国の政策につき、ピア・レビューの仕組みを整備する予定。

III. 店頭デリバティブ市場の改革

ピッツバーグ・サミットでの合意(標準化された店頭デリバティブ取引の中央清算機関における清算等)の実施に向け、業界や国際機関等で取組みが進展。

FSB、支払・決済システム委員会(CPSS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、欧州委員会(EC)が、2010 年 4 月に、作業部会を設立し、デリバティブを清算可能とする要因の特定や、清算集中等の実施の一貫性を担保するための政策オプションの検討等を開始。作業部会は、2010 年 10 月に、FSB に対して報告。

また、2010 年 5 月に CPSS 及び IOSCO が、「中央清算機関のための勧告」を店頭デリバティブの清算機関に適用する際の指針等を公表、コメントを募っている。加えて、金融市場インフラに対する共通の中核となる基準の見直しを行っており、2011 年の早期に報告書を公表する予定。

VI. 会計基準の強化

ピッツバーグ・サミットにおいて、国際的な会計基準設定主体に対し、単一で質の高い世界的な会計基準の策定に向けた取組みの強化、コンバージェンス計画の 2011 年 6 月までの完了を要請し、国際会計基準審議会(IASB)に対し、利害関係者の更なる関与を提言。ほぼ全ての FSB メンバー国は、2012 年までに IASB の基準を適用、もしくは 2012 年までに収れん又は適用を検討予定。

2010 年 6 月、IASB と米国会計基準審議会(FASB)は、国際会計基準(IFRS)と米国会計基準のコンバージェンス計画の修整を共同で公表。ほとんどのコンバージェンス項目の完了期限を 2011 年 6 月に維持する一方、いくつかの項目については 2011 年後半に延長。米国証券取引委員会委員長は、当該修正は 2011 年に行う米国における IFRS 採用の判断には影響しない旨を公表。

「金融資産の減損」、「認識の中止」、「公正価値測定指針における評価の不確実性への対処」、「金融商品のネットティング/相殺」において、FSB が提言した会計基準の改善・収れんに向けた進捗が見られた。

ピッツバーグ・サミットでは、IASB 及び FASB に対し金融商品の会計基準について簡素化・改善を提言しており、FSB は、融資活動に関する会計基準に公正価値の利用を拡大しない方向での検討を特に支持。IASB は、2009 年 11 月に IFRS 第 9 号を公表するなど FSB の提言に対し概して整合的である一方、FASB は、2010 年 5 月に公表した公開草案では、ローンや債券投資等を公正価値で評価しその差額を「その他包括利益」に計上する方法を採用。両者は、融資活動に関する会計基準において異なる結論に達する可能性があるが、FSB の提言に従って改善・収れんされることを期待。

V. 規制・監督の国際基準の遵守強化

FSB は、規制・監督の国際基準の遵守強化に向けた取組みを開始し、FSB メンバー国は、国際的な金融基準の実施、5 年毎の金融セクター評価プログラム(FSAP)の下での評価、テーマ別・国別レビューへの参加、及びその結果の公表によって、見本を示すことにコミット。最初のピア・レビューである報酬に関するレビュー(結果)を、2010 年 3 月に公表。2010 年末までに、さらに 2 つのレビューを実施予定。国別レビューについては、2010 年に伊/墨/西を対象に実施予定。

また、FSB は、2010 年 3 月に、国際協調および情報共有に関する基準への遵守の促進に向けた取組みを開始。各国の当該基準への遵守状況の評価は、IMF 及び世界銀行が実施する基準への遵守評価や情報交換のための IOSCO 多国間情報交換枠組み(MMoU)の署名状況等に基づく。また、本取組みの下、国際

的な基準遵守促進のため、FSB は政策対話や技術支援等の積極的な対策(金融規制・監督における能力構築の取組みのレビューを完了)を行う一方で、2010 年末までの非協力国・地域の公表を含む、消極的な対策についても対応を実施。

VI. 金融安定支援のための報酬慣行の改革

FSB は、2010 年 3 月、健全な報酬慣行に関する FSF 原則及びその実施基準の適用状況についてのピア・レビューを実施し(結果を)公表。

バーゼル委による、報酬体系におけるリスク調整に関する一連の手法についての報告書の策定(2010 年 10 月末まで)作業が進展。また、バーゼル委は、バーゼルⅡの第 3 の柱における報酬関連の開示の強化の取組みを実施。IAIS は、2010 年 3 月に、報酬に関する基準及びガイダンス案を公表。

FSB は、2011 年の第 2 四半期には、更に詳細なレビューを実施予定。

VII. マクロ健全性枠組み、手法の展開

米/EU/印/英等において、システム全体の監督を強化するための制度的な枠組みが修正されている。

また、マクロ健全性リスクを緩和する手法として、バーゼル委による追加的なカウンター・シクリカル・バッファの導入提案、グローバル金融システム委員会による 2010 年 3 月のデリバティブ取引における証拠金の役割等に関する報告書の公表等、取組みが進行中。また、FSB 及び IMF は、マクロ健全性分析のための情報基盤の改善の取組みにつき、釜山での G20 会合において、具体的な行動計画等をまとめた進捗状況報告書を発表。IOSCO は、2010 年 6 月に新たな 8 つの原則を組込み、「証券規制の目的と原則」を改訂。

VIII. 規制範囲の拡大

ヘッジファンド

ヘッジファンド及びそのアドバイザーに対する登録制・報告・監督を導入する法整備が、EU や米国において進捗。

IOSCO は、2010 年 2 月に、当局間のヘッジファンドに関する情報交換等の促進のために合意された、ヘッジファンドの情報収集にあたっての共通テンプレートを公表。また、IOSCO は、ヘッジファンド規制に関する IOSCO 原則の実施状況についてレビューを実施中。

格付会社

2009 年末までに IOSCO 基本行動規範と統合的な格付会社の規制・監督の枠組みを構築するべきとの合意を受けて、各国・地域において格付会社の監督強化の取組みが進展。

また、FSB や G20 による提言を受けて、バーゼル委や各国・地域の当局は格付の公的利用について見直しを行っており、FSB は格付の公的利用の見直しに関するハイレベル原則の策定に向けた議論を実施しているところ。

監督カレッジ

昨年来、グローバルに活動している大規模な金融機関について、監督カレッジを実施。

2010 年 5 月、IOSCO は、「国際的な監督協力に係る原則」を公表。バーゼル委は、2010 年 3 月に、「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」を公表。IAIS は、2009 年 10 月に、「グループ監督における監督カレッジの利用に関する指針」を策定。

証券化

健全な証券化市場の再生が、実体経済に対する信用供与や銀行の資金調達の改善のための優先課題。

バーゼル委は 2009 年 12 月の改革パッケージの一部として、証券化商品に対する追加資本要件の強化を提案、更なる検討を行う予定。IOSCO は、2009 年 9 月には証券化慣行の強化に関する提言を、2010 年 4 月には「資産担保証券の公募及び上場のための開示原則(ABS 開示原則)」を公表。また、ジョイント・フォーラムは、2010 年末までに証券化のインセンティブの整合性に関する研究を完了する予定。

インセンティブの整合性確保のため、証券化商品の組成者に対する最低限の原資産保有を求める法制・規制が、主要な地域で提案・実施されている。

FSB は、健全な証券化市場の再生に向けて更に必要な取組みについて検討。

(以 上)